

四輪自動車の灯火器取付に関する基準の見直しについて

1. 概要

既に我が国の国内基準に採用し、認証の相互承認の対象としている、国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定(1958年協定)に基づく規則第48号が改正されたことに伴い、国内基準についてもこれに対応した改正を行います。

2. 具体的内容

適用対象

車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車(荷台の天井、側面が堅牢な壁により囲まれていないものを除く。)

主な要件

現在、乗車定員 10 人未満の乗用自動車に取付けられている補助制動灯(ハイマウントストップランプ)(下図参照)について、取付対象車種に車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車を追加します。

3. スケジュール

平成17年度中の公布を予定しています。

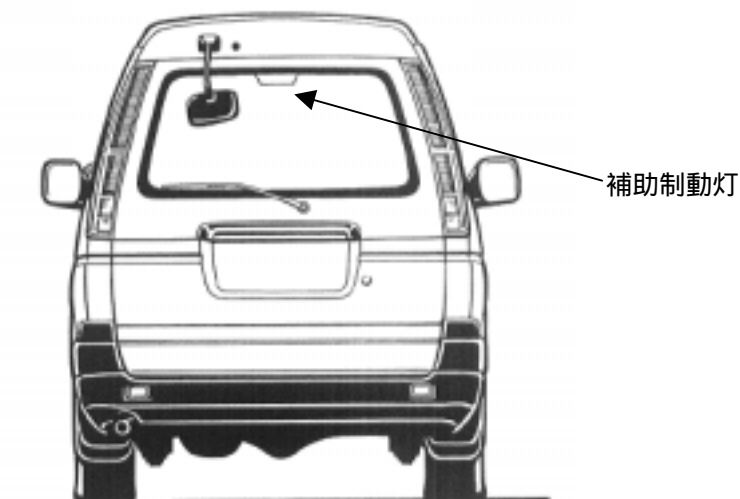


図 補助制動灯